

令和7年6月27日  
子ども・若者部  
保育認定・調整課

## 認可保育所等の入園申込みに関する取扱い変更について

### 1 主旨

区民から寄せられた意見・要望等を踏まえ、区民の利便性向上等を図るため、以下のとおり、入園申込みに関する取扱いを見直す。

### 2 見直し内容

#### (1) 入園申込書の有効期間の見直し

##### ①現状と課題

現在の有効期間は、入園申込みがあった日から6か月となっており、9月1日以前に申込みをした場合は、翌年の4月入園選考前に有効期間が終了してしまう。

そのため、4月入園を希望する場合には、9月2日以降に再度申込みをする必要があり、必要書類（申請書や就労証明書等）を再度全てそろえる負担が保護者に生じている。

##### ②見直し内容

入園申込書の申込有効期間を申込月から1年に延長し、再申込にかかる保護者の負担を軽減する。

| 申込日      | 申込みが有効な<br>入園月 | 申込日       | 申込みが有効な<br>入園月 |
|----------|----------------|-----------|----------------|
| 4月1日～30日 | 翌年4月まで         | 10月1日～31日 | 翌年10月まで        |
| 5月1日～31日 | 翌年5月まで         | 11月1日～30日 | 翌年11月まで        |
| 6月1日～30日 | 翌年6月まで         | 12月1日～31日 | 翌年12月まで        |
| 7月1日～31日 | 翌年7月まで         | 1月1日～31日  | 翌年1月まで         |
| 8月1日～31日 | 翌年8月まで         | 2月1日～28日  | 翌年1月まで※        |
| 9月1日～30日 | 翌年9月まで         | 3月1日～31日  | 翌年1月まで※        |

※2月選考及び3月選考は実施しない

##### ③適用時期

令和7年4月1日の申込みから、遡り適用して申込有効期間を延長する。

##### ④周知方法

令和7年4月以降の申込者（未入園者）に対しては、個別に通知により周知する。  
また、今後の申込者に対しては、窓口・区ホームページ等により周知する。

## (2) 入園申込みスケジュールの見直し

### ①現状と課題

現在、入園申込みについては、窓口申請、電子申請および郵送申請により受け付けており、電子申請においても書類不備等のため、保護者に不備の補正や書類の追加提出等を依頼しているが、書類提出等が間に合わないため選考対象から外れてしまうケースが生じている。

### ②見直し内容

電子申請の締切日を郵送申請と同じく窓口申請の5日前とすることで、保護者が不備の補正や書類の追加提出等に対応できるようにする。

| 入園希望月   | 申込締切日        |           |
|---------|--------------|-----------|
|         | 電子申請<br>郵送申請 | 窓口申請      |
| 令和7年10月 | 9月5日(金)      | 9月10日(水)  |
| 令和7年11月 | 10月5日(日)     | 10月10日(金) |
| 令和7年12月 | 10月20日(月)    | 10月24日(金) |
| 令和8年1月  | 10月30日(木)    | 11月5日(水)  |

※令和8年4月入園以降の申込締切日については、令和7年9月に発行予定の「保育のごあんない」でお知らせする。

### ③適用時期

令和7年10月入園分の申込締切日から変更する。

### ④周知方法

窓口・区ホームページ等により周知する。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和7年7月 窓口・区ホームページ等により周知開始

子ども・若者・子育て会議に報告

令和7年4月以降の申込者（未入園者）へ個別通知の発送

9月 「保育のごあんない」の発行